

皆さんの情報を大切にするために

# 4月1日から 個人情報保護制度 を実施します！



町では、町民の皆さんの個人情報を様々な形で保有しています。情報化の進展によって、これらの情報を短時間で大量に処理することができるようになり、住民サービスの向上に役立っている反面、その取扱いによっては、プライバシーなど個人の権利や利益を侵害するおそれもあります。

町では、皆さんの個人情報をこれまで以上に保護するため、松前町個人情報保護条例を4月1日から施行します。

この条例は、皆さんのプライバシーを守るため、個人情報の取扱いに関して、基本的なルールを定めるとともに、町が保有している個人情報について、開示を請求したり、自分の個人情報に誤りがあるときや目的以外に利用されているときなどに、その個人情報の訂正や利用の停止などを求めることができる権利を保障しています。

## 個人情報保護制度の概要

### 〈個人情報とは〉

氏名、住所、生年月日のほか、思想、信条、職業といった個人に関する情報で、特定の個人が識別されるものをいいます。

### 〈個人情報保護制度を実施する機関〉

この制度を実施する町の機関は、

次のとおりです。

町長（水道事業管理者の職務を行う町長を含む）、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

### 〈個人情報の取扱いのルール〉

個人情報保護制度は、今まで当然として行われてきたことを、条例に定めることにより個人情報の保護をさらに強化しています。町の機関はもちろんのこと、事業者や町民の皆さんにも、個人情報の保護の重要性を認識してもらい、適切に取り扱わなければならないことを定めています。具体的には次のとおりです。

#### ● 収集の制限

実施機関は、個人情報を収集するときは、目的を明らかにし、必要な範囲内で原則として本人から収集します。なお、思想、信条、信教などの個人情報は原則として収集しません。（ただし、法令に定めがある場合など一定の理由がある場合は、収集することができます。）

#### ● 利用及び提供の制限

個人情報を収集した目的以外の利用や外部への提供は、原則として行いません。また、原則として、外部と通信回線（オンライン）による個人情報の提供は行いません。（ただし、住基ネットワークのように、法令に定めがある場合などは、オンライン結合ができることとなります。）

#### ● 適正な管理

個人情報は正確で最新のものに保ち、漏えいや紛失などの事故防止に努めます。また、必要がなくなった情報は速やかに廃棄又は消去します。

#### ● 職員等の責務

職員、または職員であった者は、知り得た個人情報の内容を不当に他人に知らせたり、不当な目的に使用しません。

#### ● 委託業者の責務

町からの委託で個人情報を取り扱う業者は、漏えいやき損の防止などを徹底します。また、町から事務を委託されて従事する者は、知り得た個人情報の内容を不当に他人に知らせたり、不当な目的に使用してはけません。

#### ● 個人情報取扱事務の登録・閲覧

町が保有する個人情報の概要を知ることができるよう、個人情報を取り扱う事務ごとにその目的や個人情報の収集先などを記載した資料を作成し、閲覧できるようにします。

### 〈個人情報の開示及び訂正等の請求〉

#### ● 開示請求

町民はもちろんのこと、町民以外の方でも、実施機関に対し、行政文書に記録された自己の個人情報の開示を請求することができます。

ただし、自分の情報であっても、個人の評価や診断の結果に関するものなど本人に開示することが適当で